

令和6年4月1日から 「女性支援新法」が施行されました。

女性支援新法とは

「女性支援新法」は、性的な被害、家庭の状況その他様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性への支援を推進し、**安心**してかつ**自立**して暮らせる社会の実現を目的とした法律です。困難を抱える女性を支援する包括的な法律です。

— 4つのポイント —

理念

**女性の福祉
人権の尊重や擁護
男女平等**

を基本理念とし、女性の状況に応じた**最適な支援**を実施

基本方針・計画

国の基本方針

※全国どこでも必要な支援を受ける体制を整備する観点から、支援に関する基本的事項等を記載

都道府県基本計画等

※地域特性を考慮しながら、地域のニーズに応じた施策内容等を記載

国・自治体の責務

困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記

— 〈主な内容〉 —

教育・啓発 調査研究
人材の確保 民間団体援助

支援調整会議

・自治体、関係機関、民間団体等で必要な情報交換や、支援内容の協議等を行う場の設置

より適切な支援に向け
連携・協働した支援
の実施

「どうしよう…」

そんなとき、
ひとりで
悩まないで
ください

新潟県

暴力の
悩み

生活・
経済的
な悩み

その他
いろいろ
な悩み

女性の様々な悩みに、寄り添います
どんなことでもご相談ください

新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画（2024年～2029年）を策定しました

新潟県では、女性が安心かつ自立して暮らせる社会、配偶者等からの暴力のない社会を目指して、より一層、総合的かつ効果的な施策を展開していくため「**新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画**」を策定しました。「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」及び「**配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**」に基づく都道府県基本計画に位置づけています。

新潟県困難な問題を抱える女性支援及び配偶者等暴力防止・被害者支援基本計画の全文は県のホームページに掲載しています。

内容はこちら⇒



発行：新潟県福祉保健部こども家庭課 TEL025-280-5216

<女性のためのSNS相談>（新潟県委託事業（R8.7.2～開始））
月曜 18:00～21:00 木曜 14:00～17:00 金曜 18:00～21:00



<総合相談>

女性相談支援センター
（月～金
8:30～17:15）
（固定電話からご利用
いただけません）
☎#8778

<DV関連相談>

DV相談十（プラス）
☎#8008
☎0120-279-889
（☎24時間受付
チャット12時～22時）



新潟県内の相談窓口
（県内市町村及び関
係機関・団体の連絡
先）



暴力の悩みとは

配偶者や交際相手など身近で親しい人から受ける暴力は、一般的に「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といわれています。（身体的DV、精神的DV、経済的DV、性的DV）

<事例>

- ・平手で打つ、身体を傷つける可能性のあるもので殴る
 - ・殴るふりをして脅す、大声で怒鳴る、長時間無視する
 - ・人格を否定する、交友関係や電話を細かく監視する
 - ・生活費を渡してもらえない
 - ・性的な行為を強要する
- など



<問題を抱えている方への支援事例>

- ・相談機関の紹介
 - ・シェルター等利用の情報提供
 - ・一時保護
- など

生活・経済的な悩みとは

<事例>

- ・離婚や死別後、頼る先がなく生活が困難
 - ・家族との関係悪化で居場所を失い、住居・収入確保が困難
 - ・心身の不調により就労が困難な状況にあり生活維持が困難
 - ・離婚したいが、こども・就労・経済的なことが心配
- など



<問題を抱えている方への支援事例>

- ・弁護士による法律相談
 - ・ハローワークや生活保護などの就労・生活支援の紹介
 - ・カウンセリング
- など

その他いろいろな悩みとは

<事例>

- ・ストーカー被害を受けている
 - ・落ち込み、イライラするなどの精神的不調が続いている
 - ・妊娠や出産に関する悩みがある
- など



<問題を抱えている方への支援事例>

- ・警察、相談機関の紹介
 - ・弁護士による法律相談
 - ・医療機関、カウンセリング
- など

支援に当たっては

